

納付が困難な場合は申請を

国民年金保険料の免除制度

国民年金保険料を納めないと、万一の事故のときなどに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れないことがあります。

納めずにそのまま放置していると、将来のための老齢基礎年金も受け取ることができなくなってしまいます。

納めることができない場合は、

「免除制度」「納付猶予制度」「学生納付特例制度」を利用しましょう。

免除制度

(全額免除・一部免除)

所得審査対象／本人と配偶者、世帯主

納付猶予制度

所得審査対象／50歳未満の本人、配偶者

※全額免除、納付猶予の承認を受けていた人で、継続審査の申し出をしている場合は、申請する必要があります。

※全額免除、納付猶予の承認を受けていた人で、継続審査の申し出をしている場合は、申請する必要があります。

学生納付特例制度

所得審査対象／大学や専門学校などの学生

各制度の申請に必要なもの

年金手帳または基礎年金番号

班
☎ 62-5332
佐原年金事務所
市保険年金課高齢者医療年金
申し込み・問い合わせ先

- 各制度の要件など
- 所得審査対象全員が、次いづれかに該当すること。
(別表)
 - 前年の所得が基準額以下の人が退職した人や事業が廃止となつた人
 - 退職などの場合は、そのことが確認できる書類(雇用保険転免許証、マイナンバーカードなど)
 - 学生は、学生証(コピー可)または在学証明書

知っておこう

免除制度などを利用すると

保険料の免除や納付猶予などを受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし下の表にあるよう、利用した制度によって、年金額に反映される内容に違いがあります。10年以内であれば追納して、老齢基礎年金の受給額を満額に近づけることができます。

納付状況	老齢基礎年金		障害基礎年金・ 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
全額免除	○	○ ^{*1}	○
一部免除 ^{*2}	○	○ ^{*3}	○
納付猶予・学生納付特例	○	×	○
未 納	×	×	×

*1 平成21年4月分以降は2分の1反映、それ以前は3分の1反映。

*2 承認された期間、一部納付の保険料を納めることが必要。

*3 納付割合に応じて反映。

〈別表〉所得の基準額の計算方法

全額免除・若年者納付猶予	35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円
一部免除	78万円+扶養親族などの数×(38万円、48万円、63万円のいずれか)*+社会保険料控除額など
	118万円+扶養親族などの数×(38万円、48万円、63万円のいずれか)*+社会保険料控除額など
	158万円+扶養親族などの数×(38万円、48万円、63万円のいずれか)*+社会保険料控除額など
学生納付特例	118万円+扶養親族などの数×(38万円、48万円、63万円のいずれか)*+社会保険料控除額など

*老人控除対象配偶者・老人扶養親族(70歳以上)がいる場合は48万円、特定扶養親族(19歳以上23歳未満)や扶養親族(16歳以上19歳未満に限る)がいる場合は63万円、他の扶養親族は38万円。